

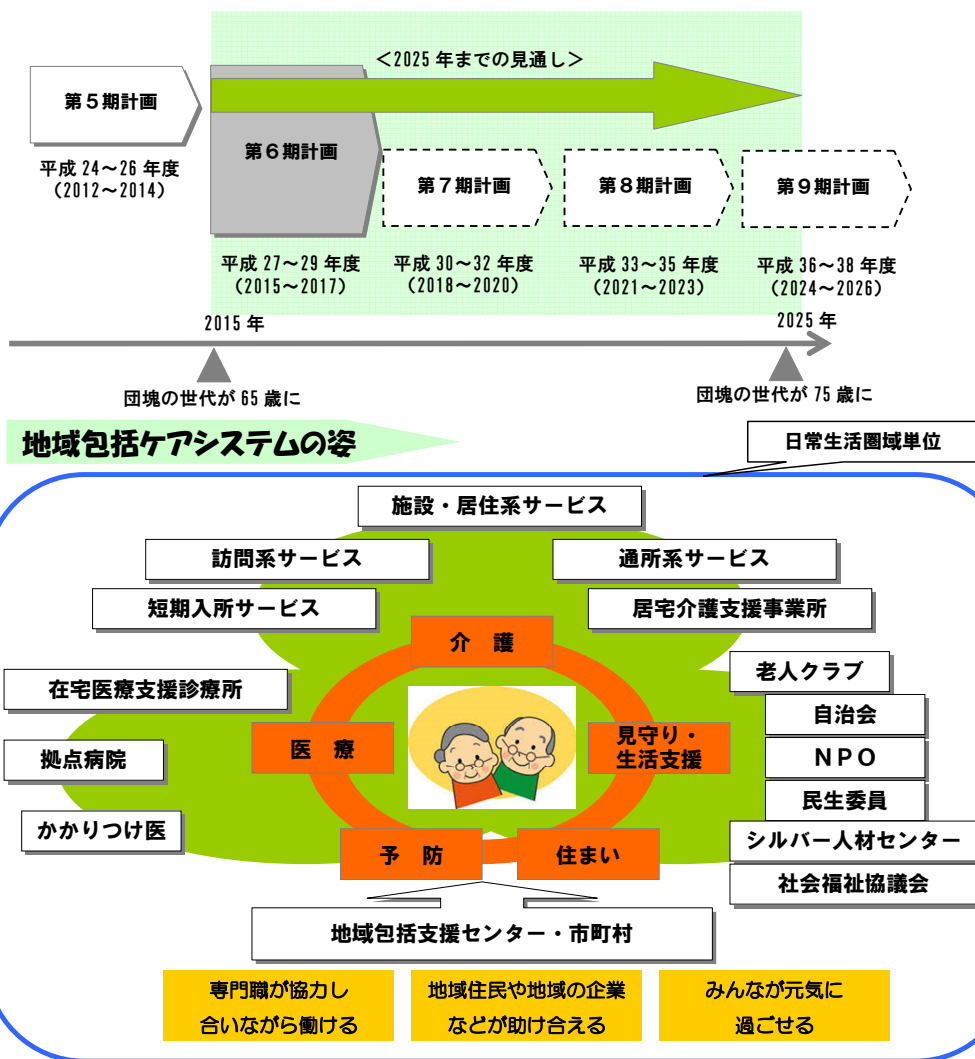
西予市

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成 37 年に向けて介護保険制度が大きく変わります。

平成 24 年度からの第5期計画では、平成 26 年度までの目標を達成する仕上げの計画として位置づけられたほか、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「**地域包括ケアシステム**」実現のための取組みがスタートしました。

第6期計画は、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、各取組みを発展させていくことが求められています。



地域包括ケアシステムとは
介護、医療、予防、生活支援、住まいが一体的に提供されることにより、重い病気や要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるような地域をつくることです。

平成 37 年に向けた介護保険制度の改正の主な内容

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

◇地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の充実
- ④生活支援サービスの体制整備

◇全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- ※段階的に移行(～29年度)
- ※介護保険制度内でのサービスで財源構成も変わらない
- ※既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能

その他の改正

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用負担の見直しなど



◇低所得者の保険料の軽減割合を拡大

※給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

◇一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ※2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上限20%とした場合、合計所得金額160万円
- ※医療保険の現役並みの所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

◇低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産などを追加

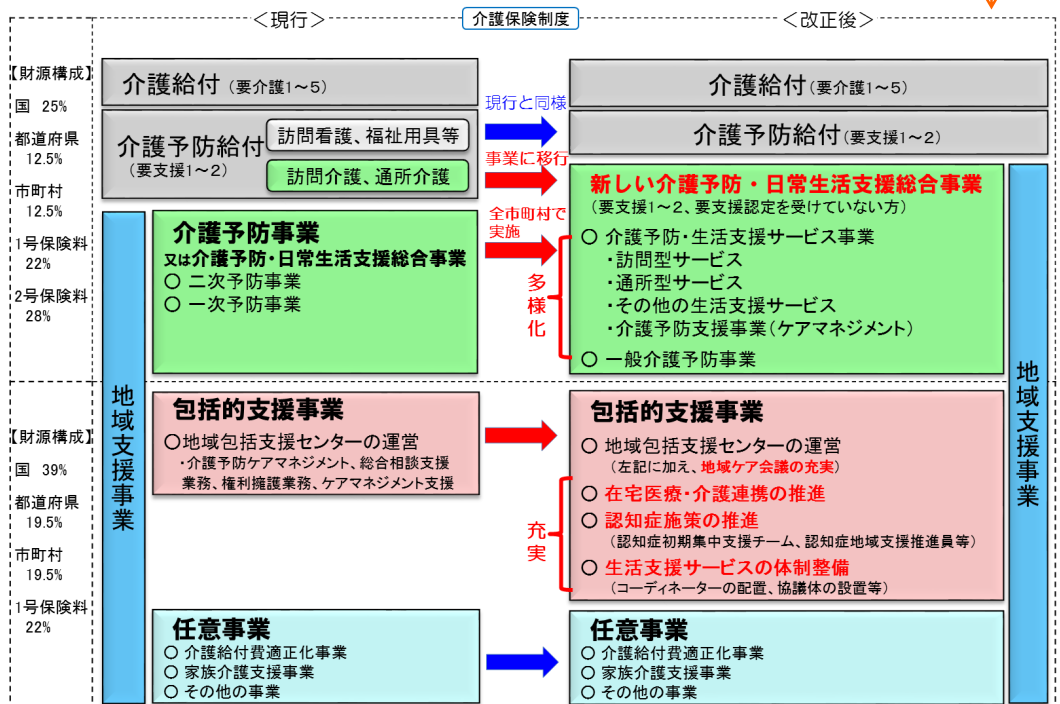
※預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合は対象外、世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外、給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案

◇特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既存入所者は除く)

◇その他

「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」など

地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的かつ効果的な支援ができるようになります。
本市は、平成29年4月から新しい総合事業へ移行することを予定し、平成27、28年度は準備期間と位置付けていますが、提供体制が整い次第、速やかに移行します。



基本的な考え方（将来像・基本目標・重点課題）

今回の介護保険制度改正により、第5期で設定した将来像、これを実現するための基本目標を見直し、新たに設定しました。また、特に3か年で注力する課題として、重点課題を掲げました。



将来像・基本目標

家族のきずなと地域のぬくもりを大切にするまち「西予」

基本目標

高齢者が元気なまち

いつまでも安心して暮らせるまち

介護保険サービスが充実しているまち

高齢期になっても元気で生き生きとした生活を送ることができるよう、健康寿命を延ばし、積極的に社会参加ができるまちを目指します。

住み慣れた地域で可能な限り暮らしを続けられる地域の実現のため、『お互いさま』の精神で、地域の人々が共に助け合い、連携する社会を目指します。

多種多様な介護保険サービスが安定的に提供されるまちを目指します。

1. 介護予防の推進

- (1) 新しい介護予防の推進
- (2) 壮年期からの介護予防

2. 生きがいづくりと社会参加の促進

- (1) 社会参加の促進
- (2) 多様な活動の支援

1. 地域包括ケアシステムの構築

- (1) 包括的支援事業の充実
- (2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症高齢者施策の推進
- (5) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

2. 高齢者が暮らしやすい

生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備
- (2) 安心・安全な地域づくりの推進
- (3) 高齢者の虐待防止
- (4) 自立を支えるサービスの提供

1. 持続可能な介護保険制度の運営

- (1) 介護保険サービス提供の充実
- (2) サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実

2. 家族介護者への支援

用語解説

※クラウドシステム：西予市では、高齢者のサービス利用の円滑化を目的に、平成26年度からクラウド型システムを導入しています。現在では介護支援専門員、介護事業所、医師会、警察、消防、行政等様々な職種が参画し、情報共有を目的として運用しています。全国でも先行的な取組みで、地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な施策と位置づけています。

※認知症ケアパス：認知症の人や家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ認知症の人とその家族等に提示するものです。

※認知症初期集中支援チーム：複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、適切な初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。

※認知症地域支援推進員：認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。



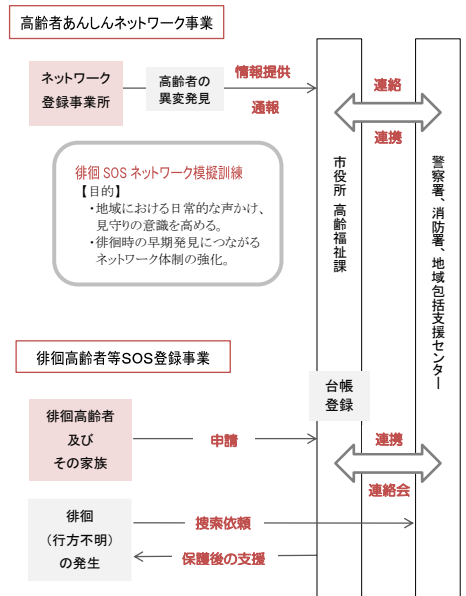
第6期計画の重点課題

重点課題1 地域包括ケアシステムの構築

①	地域包括ケアシステムの要となる「地域ケア会議」を充実・強化します。	
主な事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援等を行います。
	医療・介護連携推進会議事業(保健・医療・介護連絡会)	地域包括支援センターや介護支援専門員が、地域の医療機関や訪問看護事業所等と連携が図れるよう、退院時マネジメントを推進します。
	関係機関とのネットワークづくり	地域包括支援センターを中心に、地域のネットワークの構築を図るとともに、適切な支援が包括的・継続的に提供されるよう、クラウドシステム*の活用など体制を整備します。
②	介護予防や生活支援を推進するため、元気な高齢者も含めた多様な人材・組織を結集し、本市の実情を踏まえた協議体を設置します。	
主な事業	関係機関とのネットワークづくり	生活支援サービスの提供体制整備のため協議体を設置します。
③	認知症となっても本人も家族も地域で安心して暮らすことができるよう、認知症ケアパスの利用を促進します。	
主な事業	認知症ケアパス*の普及	市民、介護従事者、医療機関等に普及・啓発を行うとともに、ケアパスの内容を定期的に見直していきます。
	認知症施策の総合的な推進	認知症になっても安心して生活できるよう、認知症初期集中支援チーム*の設置、認知症地域支援推進員*の配置を行います。
④	認知症高齢者やその家族等の支援を推進します。	
主な事業	認知症サポーター*、キャラバン・メイトの育成	地域に認知症の正しい知識を普及したり、認知症高齢者と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組んでいきます。
	認知症高齢者見守りネットワークづくり	地域住民、民生委員、サービス事業者等による見守りネットワークづくりや徘徊高齢者等 SOS 登録を実施するとともに、認知症カフェ(仮称)の開設も検討します。
⑤	地域全体での徘徊対策を推進します。	
主な事業	高齢者の見守りの推進	民間事業者との見守り協定を推進するとともに、行政、自治会、民生委員等が声かけや見守りを行う組織等(見守り活動団体)の育成を支援します。

西予市では、もの忘れが気になる人や、認知症の人を介護している家族などが利用できるサービス等をまとめた西予市版認知症ケアパス「認知症あんしんノート」を作成しました。これは、認知症の診断をしている医療機関の情報や、市が実施している認知症に対する取組み、介護するときの心構えなどの情報を掲載しています。

また、徘徊等により万一行方不明となった場合の早期発見のため、西予市徘徊高齢者等 SOS 登録事業、徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練を行っています。また、民間企業等との見守り協定を締結しています。



重点課題2 介護予防の強化

①	介護予防の推進のため、関係する社会資源の整理・充実を図ります。	
主な事業	予防事業対象者の把握事業	基本チェックリストや要介護認定の非該当者、訪問活動等により介護予防事業対象者を把握します。平成29年度からは要支援者等の把握、介護予防活動へつなぎます。
	通所型介護予防事業	二次予防事業の対象者に「運動器の機能向上プログラム」「口腔機能向上プログラム」等を実施するとともに、参加しやすい場所での開催を促進します。
	地域リハビリテーション活動支援事業	平成29年度からの実施に向けて、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職等が定期的に出席し、指導、助言等を行う事業を検討します。
	サロン活動への支援	地区サロン活動を地域住民の関係づくりや住民参加の機会として位置づけ、その活動を支援します。
②	壮年期から、栄養・運動・休養を基軸とした健康づくりを推進します。	
主な事業	特定健康診査の実施	高血圧や糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。
	特定保健指導の実施	メタボリックシンドロームに着目し、対象者の個別性を重視して、生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を行います。
	がん検診の実施	がんの早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施するとともに、受診勧奨に取り組みます。

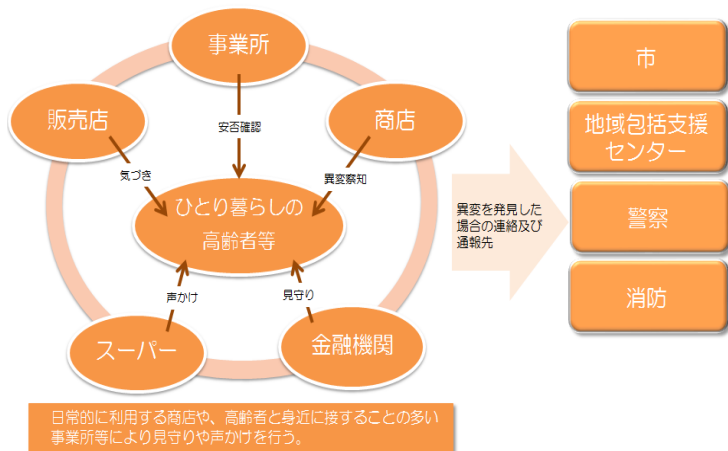
重点課題3 持続可能な介護保険制度の運営

①	施設入所待機者を把握し、適正な施設整備に取り組みます。	
主な事業	関係機関とのネットワークづくり（再掲）	地域包括支援センターを中心に、地域のネットワークの構築を図るとともに、適切な支援が包括的・継続的に提供されるよう、クラウドシステムの活用など体制を整備します。
	施設・居住系サービスの充実	市民ニーズを視野に入れながら、総合的な視点から量的確保を推進します。
②	適切に給付を管理し、介護保険財政を健全に運営します。	
主な事業	見える化の推進	介護・医療関連情報の見える化により、要介護認定データ、介護保険レセプトデータ、介護医療関連情報のデータを活用し、情報基盤の整備を推進します。
	介護給付の適正化	ケアプランのチェックのほか、要介護認定時の調査員調査書の点検、住宅改修の事前確認や実地調査をします。
③	良質なサービスについて事業者とともに調査研究していきます。	
主な事業	地域密着型サービス事業所への指導	地域密着型サービス事業所に対し集団指導及び実地指導を行い、サービスの質の確保に努めます。
	介護支援専門員の向上	介護支援専門員連絡会を開催し、能力向上を図ります。また、地域包括支援センターにより、ケアマネジャーの抱える困難ケースへの支援も行います。
	地域密着型サービス事業者の連携充実	地域密着型サービス事業者連絡会を開催し、事業者間の連携を図り、サービスの総合的な向上を図るとともに、適切なサービス提供につなげます。
	事業者に対する事故防止対策	事業所にサービス提供時の事故防止の徹底と職員の対応力向上を求めるとともに、市指定の「事故報告書」の提出を徹底させ、再発防止を指導します。
④	市民とともに介護保険制度を考える契機として、また介護予防・生活支援に取り組むため、介護予防ポイント制度を検討していきます。	
主な事業	地域介護予防活動支援事業	ボランティア活動の実績をポイント化し対価を支払う「介護支援ポイント事業（仮称）」をモデル地区で試験的に実施し、導入を検討します。

西予市が進めようとしている主な事業です。

西予市の高齢者あんしんネットワークイメージ

高齢者あんしんネットワークづくりに取り組んでおり、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症について学んだ地域住民や事業所等が協力して、地域全体で支える仕組みをつくっています。認知症に関する理解を深め、さりげない声かけや見守りが主な活動です。地区によって見守り研修会を開催しています。



生活支援・介護予防の基盤整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発 ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	(B) ネットワーク構築 ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	(C) ニーズと取組のマッチング ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など
--	---	--

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層から着手、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO 民間企業 協同組合 ボランティア 社会福祉法人 等

NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業と連携しながら、高齢者の生活を支援する体制を構築します。このため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等社会資源の開発やネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。また高齢者同士が支え合うよう介護支援ボランティアのポイント制度の導入も検討していきます。

。地域や職域、学校などで認知症に関する基礎的な知識について学習する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。講座修了者は「認知症サポーター」となり、支援者の「目印」としてオレンジリング（ブレスレット）を渡しています。市内には2,603人の認知症サポーターがいます（平成27年1月現在）。



第6期介護保険事業計画の概要です。

施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位：人／月)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)居宅(介護予防)サービス				
	特定施設入居者生活介護	110	110	110
(2)地域密着型(介護予防)サービス				
	認知症対応型共同生活介護	264	264	264
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	29	29
(3)施設サービス				
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	360	360	360
	介護老人保健施設	282	282	292
	介護療養型医療施設	6	3	0

注：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、西予市が指定する定員 29 人の特別養護老人ホームです。

主な居宅サービス利用者数の推計

(単位：人／月)

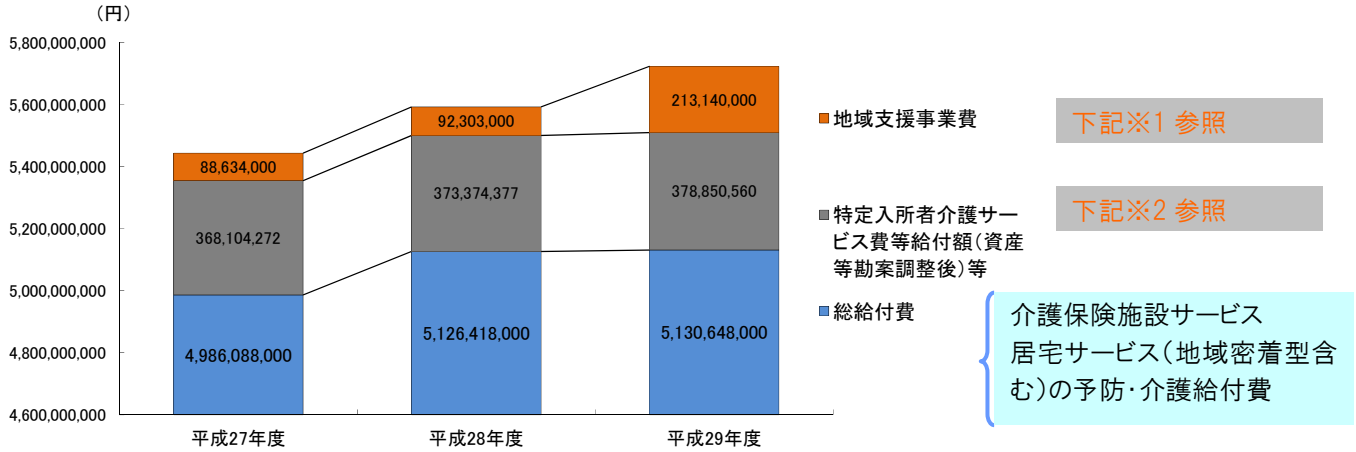
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス	訪問介護	予防	229	232	117
		介護	290	299	303
	訪問看護	予防	49	54	59
		介護	160	167	183
	訪問リハビリテーション	予防	20	21	22
		介護	34	35	40
	居宅療養管理指導	予防	8	9	9
		介護	170	200	236
	通所介護(デイサービス)	予防	337	353	185
		介護	822	538	578
	通所リハビリテーション	予防	51	52	54
		介護	145	150	157
短期入所生活介護(ショートステイ)	予防	13	17	19	
	介護	275	299	304	
福祉用具貸与	予防	283	309	337	
	介護	747	802	865	
住宅改修	予防	12	14	16	
	介護	12	14	16	
地域密着型	認知症対応型通所介護	予防	2	2	3
		介護	42	43	44
	地域密着型通所介護※	予防			0
		介護		344	370

※ 訪問介護(予防)、通所介護(予防)は、29年4月以降、「新しい総合事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)」となります。

※ 地域密着型通所介護：28年度から、小規模な通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所になります。

介護保険給付費等の総額の見込み

特別養護老人ホームなどの介護保険施設サービスと訪問介護をはじめとする居宅サービス(グループホーム等の地域密着型サービスを含む)に係る給付費を合計したものが総給付費です。平成27年度・28年度で約50億円前後、29年度では約51億円と見込まれます。この総給付費に地域支援事業費等を合わせた「介護保険給付費」の総額は、平成27年度で約54億円、28年度で約56億円、29年度で約57億円となっており、3年間の合計は約167億円にのびます。



※1 地域支援事業費

要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業から構成されます。

介護予防事業

平成27～28年度はこれまでの介護予防事業を継続します。
平成29年度は新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などを行います。

任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護継続支援事業、認知症高齢者見守り事業、成年後見制度利用支援事業、地域自立生活支援事業(サロン支援を含む)を継続して実施していきます。

※2 特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)等の主な項目

◇特定入所者介護(予防)サービス費:

低所得者に施設・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担の限度額を超えた分を保険給付するもの。

◇高額介護(予防)サービス費:

介護サービス利用者負担の合計額が一定額以上超えた場合、その超えた分を支給するもの。

◇高額医療合算介護サービス費:

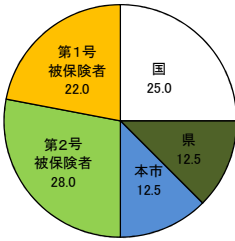
医療保険と介護保険の両方の自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合に差額を支給するもの。



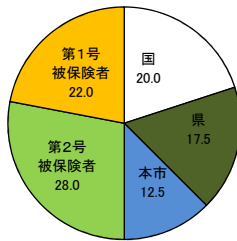
介護保険事業費の見込みと財源

介護保険給付費の3年間の合計約 167 億円の 22%は第1号被保険者で負担することになっていますが、このほか第2号被保険者の保険料、国・県・本市の負担金や国の調整交付金によっても賄われます。

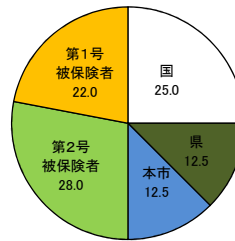
居宅サービスの財源



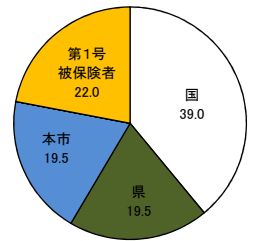
施設サービスの財源



介護予防事業介護予防・日常生活支援総合事業の財源



包括的支援事業・任意事業の財源



介護保険料の所得段階別負担割合

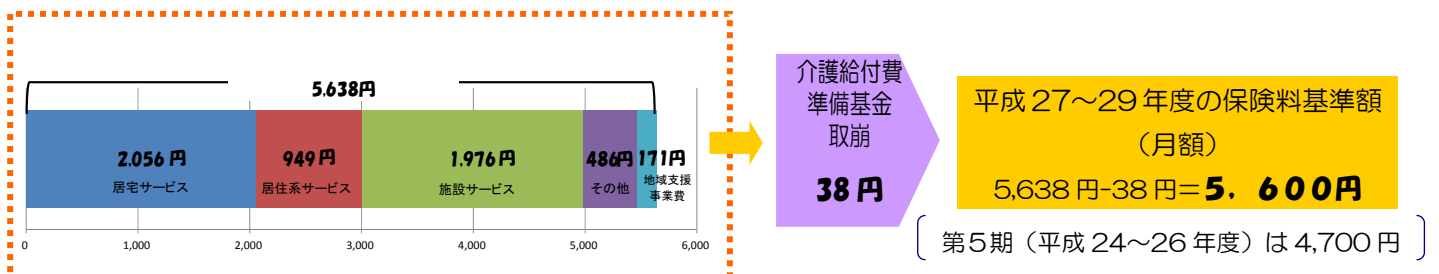
65 歳以上の保険料(第1号保険料)は、3年を1期間として、介護サービス量に基づき、保険者ごとに決められます。西予市は、国の基準通りの9段階の所得段階とし、基準額を基本に所得に応じた保険料率を設定しています。

なお、公費による負担軽減導入により、第1段階については平成 27 年度、平成 28 年度は 0.50 から 0.45 に実質的負担割合が軽減されます。また消費税の 10%引上げにより、平成 29 年度は、第1段階は 0.45 から 0.30 に、第2段階は 0.75 から 0.50 に、第3段階は 0.75 から 0.70 に負担割合が軽減されます。

所得段階	保険料率	対象者
第1段階	0.50 【0.45】 (0.30)	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方
第2段階	0.75 (0.50)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円を超え 120 万円以下の方
第3段階	0.75 (0.70)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120 万円を超える方
第4段階	0.90	本人が市民税非課税(世帯では課税)で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方
第5段階	1.00 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯では課税)で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円を超える方
第6段階	1.20	本人が市民税課税で、合計所得金額の合算額が 120 万円未満の方
第7段階	1.30	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方
第8段階	1.50	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方
第9段階	1.70	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上の方

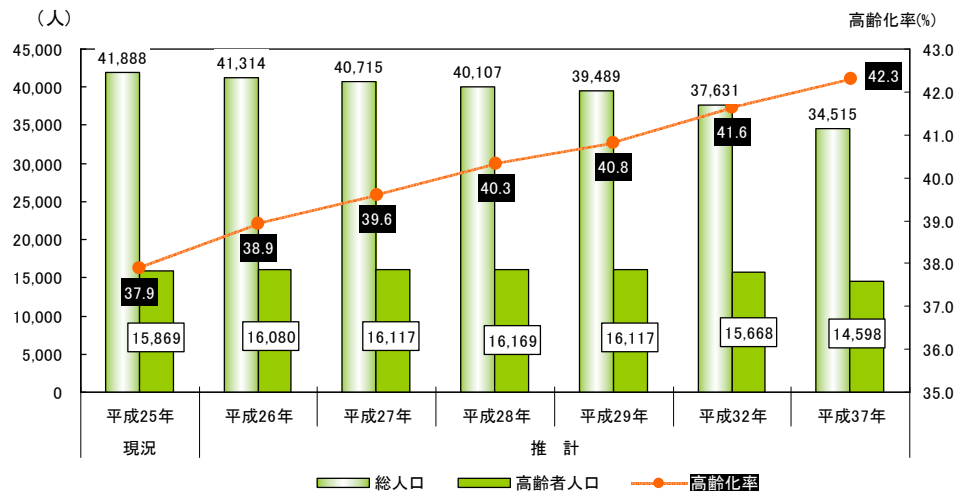
第1号被保険者の介護保険料(月額基準額)

平成 27~29 年度の第1号被保険者が負担する介護保険料は月額 5,638 円と計算されますが、介護給付費準備基金を取り崩すことにより、介護保険料を 38 円引き下げ、月額 5,600 円とします。



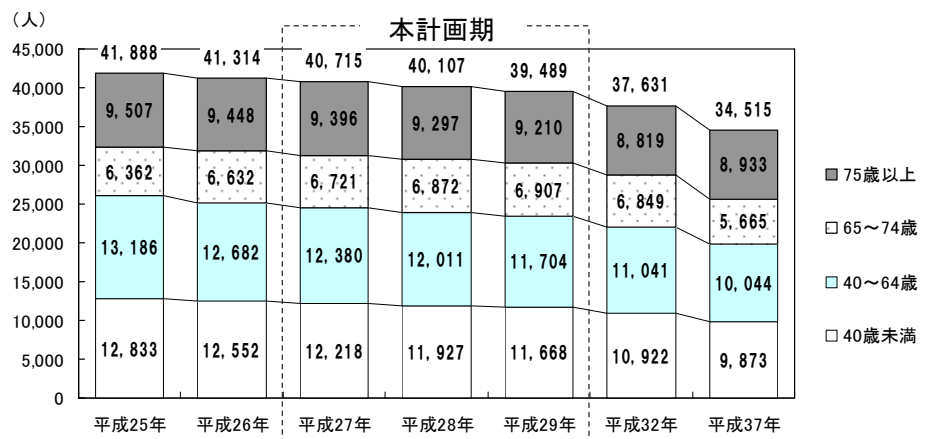
西予市の高齢者はこのように予測されます。

西予市の65歳以上の高齢者人口は平成28年でピークを迎え、その後は減少するものと見込んでいます。団塊の世代が75歳に到達する平成37(2025)年では、高齢者人口が約1.5万人、総人口に占める割合は42.3%と予測されます。

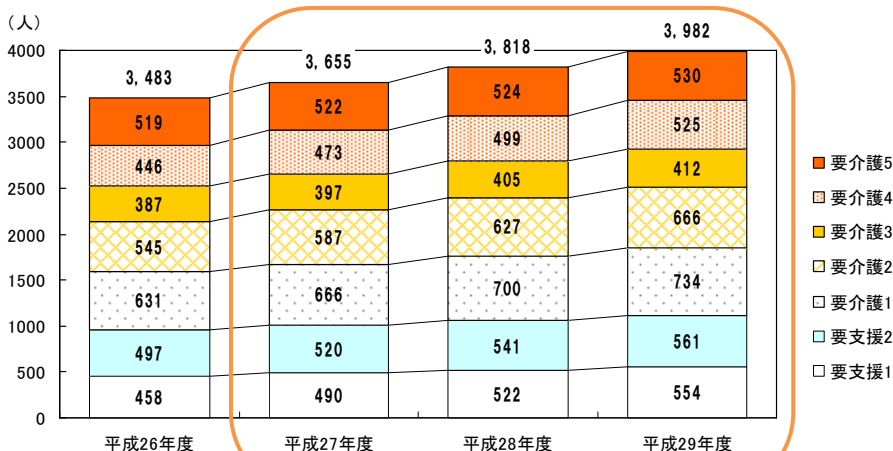


第6期計画で介護保険制度対象の市民は3万人前後にのぼります。

西予市の第1号被保険者(65歳以上人口)は、平成29年度で16,117人、第2号被保険者(40~64歳)は11,704人と見込んでいます。平成29年度の総人口の予測値(39,489人)の約7割の28,000人弱が介護保険制度の対象となります。



平成29年度の要介護(要支援)認定者は4千人近くにのぼると予測します。



平成26年度(見込み)の要介護(要支援)認定者数3,483人(うち第1号被保険者3,415人)から平成29年度(第6期計画期間の最終年度)には3,982人(うち第1号被保険者3,921人)と増加が見込まれます。

